

論文内容要旨

報告番号	甲 先 第 360 号	氏 名	井 上 惣 介
学位論文題目	大規模災害時における建設業の緊急復旧工事での 安全管理と労務災害補償に関する研究		
<p>内容要旨（1000～1500文字）</p> <p>本学位論文は、建設企業を対象として大規模災害時における緊急出動や災害復旧工事の対応などを整理し、安全管理や労務災害補償に関係する問題や課題を抽出して改善に向けた方策等について提案したものである。</p> <p>大規模災害時の緊急復旧工事において安全管理体制の確保は困難であり、熊本県では2017年に全産業中59%にあたる13名が2016年熊本地震に関連する建設作業中に亡くなったと報告されている。これらの現実を踏まえると、今後も災害復旧工事における労働災害の防止対策は安全管理の中の重要な課題であるがいくら十分な安全対策が徹底されたとしても、災害直後の津波警報や余震等の危険な環境下における作業では、労働災害を減らすための努力にも限界があることも今後検討を要する課題の一つであると考えられる。</p> <p>災害復旧工事で労働災害が発生した場合は、被害状況に応じた適切な被災補償がされる必要があり、被災補償の制度を整備することは重要な課題である。</p> <p>本研究の目的は、災害復旧の際の自治体と地元建設企業間における効果的な協力体制を構築することの重要性を示した上で、災害対応の従事者が実際に被災してしまった場合の災害補償のあり方について提案することである。</p> <p>第2章では、2014年徳島大雪災害における地元建設企業等の災害対応について徳島県内の建設会社等にヒアリング調査を行い、災害復旧の際の自治体と地元建設企業等における効果的な協力体制を構築するための課題を抽出した。</p> <p>第3章では、2016年熊本地震における地元建設企業の災害対応について、熊本県建設業協会と協会幹部企業を対象にインタビュー調査を行い、災害復旧の際の自治体と地元建設企業との効果的な協力体制を構築するための課題を抽出した。</p> <p>第4章では、緊急復旧工事における適正な労務補償制度のあり方について着目して、都道府県等と建設業協会で締結されている災害協定文書の災害補償の内容について分析した。また、熊本県建設業協会にて熊本地震の復旧工事での労務災害と補償について聞き取り調査を行い、それらの結果を踏まえ、緊急復旧工事における災害補償を適正化する方法について提言した。</p> <p>第5章では、47都道府県と各建設業協会の災害協定文書を収集し、災害補償の規定について分析した。また、災害緊急出動時における労務災害補償について詳しく把握するため、国土交通省四国地方整備局、全国建設業協会、徳島県建設業協会の関係者にヒアリング調査を行い、それらの結果を踏まえて、災害緊急出動時の労務災害補償のあり方について提示した。</p> <p>第6章では結論として、自治体と地元建設企業、または建設企業同士の災害対応体制を活かすには、行政機関と地元建設企業の災害対応体制の連動性を高めるための取り組みが今後もさらに重要になることを述べるとともに、そのため</p>			

には、平常時から連携体制を深める取り組みが実施されていることの必要性を述べた。災害復旧現場における建設作業員は、安全衛生体制を敷けない環境下で、充実した補償に担保された自衛隊、警察官、消防隊、消防団員と一緒に危険な業務に従事させられるため、被災作業員の補償制度の確立にむけた協議は今後、最重要の課題であることを指摘した。さらには、本研究を進める上で、労災補償費用の改正品確法への明記等、一定の成果を確認できたことを述べた。また災害協定文書における補償規定の改善点に関する課題について各自治体や全国及び地方の各建設業協会でも共通認識を持ち、今後の改善に向けて取り組んでいくことの必要性、さらには災害協定や補償制度に対する研究の枠組みが広がる必要性を指摘した。（1472文字）